

## 安全運転実技指導内容の公表（初任運転者）

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第 1089 号）により、一般貸切自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。

### 基本方針

- ・教育時間・内容は定められた、初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間に基づき実施します。
- ・初任運転者の適性、経験を踏まえて指導内容を決定し、じいじ変更して実技教育をおこなっております。
- ・車種区分については、大型・中型・小型すべての車両訓練をおこなっております。

大型車：車両の長さ 9 メートル以上または座席数 50 人以上

中型車：大型車、小型車以外のもの

小型車：車両の長さ 7 メートル以上または座席数 29 人以下

### 社人運転者に対する特別な指導内容（座学 10 時間以上）

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項

- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー映像指導

安全運転の実技指導内容（運転時間 20 時間以上）

① 実施ルート・方法

- ・基本は当社エリア内の実際に運行する区間を運行
- ・車両に慣れさせ、走行しやすい区間から始め、徐々に難易度（狭路・山間地区・高速道路）をあげて、実技教育を進めます。

② 運転操作

- ・初任運転者本人が運転し、指導者が添乗して指導します。
- ・必要に応じ指導者が運転し指導します。

③ 営業関係

- ・営業区域内の主要施設（広島駅駐車場・平和公園駐車方向・宮島口駐車場）等の利用方法などを指導します。

## 指導者の指導履歴

- ・座学教育は運行管理者が行います。
- ・実技指導は運行管理者と乗務経験の豊富な乗務員が行います。

## 記録

- ・教育記録は日時・時間・場所・内容を記録管理する。